



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2652 号 2015.9.29 発行

【主張】小学生の暴力 我慢と思いやり教えたい

産経新聞 2015年9月29日

小学生の暴力行為が過去最多となった。とくに、低学年で増加が目立つことが心配だ。暴力の芽を摘むしつけや指導ができていないか。親も教師も日頃の教育を見直してもらいたい。

毎年、全国の小中高校などで把握された児童生徒の問題行動を文部科学省がまとめている。

同級生や教師を殴る、学校の物を壊すなどの暴力行為は昨年度、中学生が3万5千件余、高校生7千件余といずれも前年度より減少した。

しかし小学生は増え、2年連続で1万件を超えた。この8年間の加害児童の学年別増加率をみると、小6生の2倍に対し、小1生が5倍と急増している。

教育委員会からは、感情のコントロールがうまくできない児童が増え、ささいなことで暴力に訴える傾向が指摘された。暴れるのを制止した教師を蹴る、注意した通行人に暴力を振るうといった事例もあった。

どう防いでいくか。学校の対策とともに、親の責任が重いことを自覚してほしい。

家庭のしつけは何も難しいことではなく「普通に育てればいい」という専門家の指摘がある。ところが、厳しく罰すべきときに、子供の顔色を気にして、叱れない親が少なくなっている。「個性」を伸ばすことを勘違いして、わがままを許す放任になっていないか

日常のあいさつの大切さを教え、家庭のルールを決めて、守らせる。「お手伝い」を通じた小さな成功、失敗の体験も大事だ。我慢や思いやりの気持ちを体験的に育みたい。

学校との信頼関係も重要だ。

自分の子が悪いのに、叱った教師の悪口を親が言えば、子供の不信は教師に向かい、言うことを聞かなくなる。

もちろん、教師の指導力の向上も欠かせない。破れたガラス窓のような軽微な事象から早めに対処した方が治安悪化を防ぎやすいという。生徒指導にも、この「割れ窓理論」を応用したい。ルール違反には、その都度毅然（きぜん）と対応する、ぶれない指導が有効だ。

友人の発言を静かに聞くなどの基本的ルールを守らせて問題行動を減らした例もある。

何よりも授業が分かりやすく、話がおもしろい教師のクラスは落ち着いているといわれる。日々の指導が肝心だ。

社説：介護と仕事一両立支援を柔軟に

朝日新聞 2015年9月29日

働きながら家族を介護している人は240万人、介護のために勤め先を辞めた人は1年間で9・5万人。国の統計（2012年）が示す「介護と仕事」をめぐる状況である。

介護は、親が体調を崩して突然始まることもある。いつ終わるのか、わからない。40代、50代で退職すれば再就職は容易でなく、貧困に陥る恐れもある。経験豊かな社員に辞められたら、企業にとっても痛手だ。

共働きの増加やきょうだいの減少で、介護の分担は以前より難しくなっている。介護施設もすぐには増えない。それでも仕事を続けられる仕組みや取り組みは急務だ。

厚労省の有識者研究会が8月にまとめた報告書は、現在の両立支援制度が「家族を介護する労働者の現状に対応できていない」と指摘する。もっとも本質的な対策は、長時間労働を減らすなど働き方全体を変えることだという。その通りだろう。

疲労の蓄積を減らせるし、親が介護施設でのデイサービスから戻る時間に合わせて帰宅しやすくなる。

ただ、働き方全体をすぐに見直すのは難しい。だから、まずは既にある介護と仕事の両立支援の制度を使いやすくし、利用を促すことが大切だ。

代表例は介護休業制度だろう。現在の仕組みでは介護を必要とする家族1人につき最長93日まで取得できるが、原則1回に限られる。病院から退院した後に利用する介護サービスを定めるなど、介護の態勢を整えるための制度とされる。

しかし、1回しか使えないことから「いざという時のためにとっておこう」と利用控えが起きているという。実際、介護中の労働者の利用率は3%余にすぎず、アンケートでは「1回」よりも「複数回」への分割を望む声が圧倒的に多い。

通院の付き添いなどにあてる介護休暇（年5日）も、利用率は3%に及ばない。現行の1日単位だけでなく、時間単位でも認めたほうが使いやすい。

報告書も介護休業の分割取得や、介護休暇の取り方について検討することを求めた。これを受けて厚労省の審議会が関連法の改正を視野に議論を重ねる。改正を急ぐべきだ。

介護を必要とする人も、支える人も状況は様々だ。制度に柔軟性を持たせることが欠かせない。介護に柔軟に対応できる仕組みは、育児や病気など他の事情を抱えた人にとっての働きやすさにもつながるはずだ。介護しやすい社会を築いて高齢化に備えたい。

社説：世界の貧困撲滅に民間の力を

日本経済新聞 2015年9月29日

世界の首脳が国連本部に集まり、2030年までに貧困や飢餓の撲滅を目指す開発目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択した。今年末で期限を迎える現行の「ミレニアム開発目標」に代わる新たな目標である。

途上国開発の課題には先進国を含むすべての国が対応する必要があることや、企業や市民社会の役割が欠かせないことをうたっている。日本もその一員として、官民が連携して目標の実現に力を尽くすべきだ。

17分野、169項目について目標を設定した。貧困や飢餓に終止符を打つことや教育や保健・衛生の充実など従来目標の継承のほか、男女平等の実現や格差の是正、気候変動への対応など幅広い分野を対象にしている。8分野の現行計画に比べて桁違いに多い。

著しい貧困にある人口が1990年比で半減するなど、00年に採択された現行目標はいくつかの項目を達成した。しかし、この間に実現した途上国の経済水準の底上げや、経済のグローバル化によって課題は多様化し、途上国だけの対処ではすまなくなっている。

今後も地球環境や社会と調和した成長を実現するには、すべての国がこうした課題に向き合わねばならないのは当然と言えよう。

途上国開発は従来、豊かな先進国が政府開発援助（ODA）で支援することに主眼が置かれてきた。だが、経済発展に伴って途上国側が求めているのは雇用を生み、産業を興すパートナーである。

アフリカ向けの直接投資額は00年代半ばに、ODAの合計を上回った。援助から貿易・投資への変化ははっきりしている。途上国の自律的な成長を促す民間部門の役割が重要だ。各国政府には企業や非政府組織（NGO）の活動を後押しする投資環境や貿易のルールを整えることが求められる。

もちろん、まだ多くの貧困や飢餓に直面する人々がいる。ODAの役割が失われるわけではない。ODAと貿易・投資の効果的な組み合わせを考えることが大事だ。

マイナンバーで不審電話相次ぐ…番号通知迫り新たな詐欺？ 国や自治体、注意呼び掛け

産経新聞 2015年9月28日

10月から番号が通知されるマイナンバー制度をかたり、預金口座番号など個人情報を聞きだそうとする不審な電話や訪問があったとの相談が各地で寄せられている。制度スタートに便乗した新たな詐欺の被害が広がる恐れがあり、国や自治体は注意を呼び掛けている。

国民生活センターによると、同制度をかたる不審な電話や訪問に関する相談は4月ごろから寄せられるようになり、詐欺まがいの手口もある。番号の通知や制度の運用開始の時期が近づくとつれ、相談件数が増える可能性があるともみている。

北関東の60代女性には行政機関の職員を名乗る人物から「お金を支給するので振込先の口座番号を教えてほしい。マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる」との電話があった。九州北部に住む70代女性は自宅を訪れた女性から「マイナンバー制度に伴い、個人情報を調査している。把握しないといけない」と資産状況を聞かれた。

島根県隠岐の島町によると、7月に町民に「制度を知っているか」「制度が始まると、金融機関に登録した個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない」などと電話があった。

東京都渋谷区や大阪府岸和田市でも不審電話の相談があり、内閣府が昨年設置した、制度の問い合わせや相談を受け付ける専用コールセンターにも今年に入って数件寄せられた。いずれも断るなどして被害は確認されていないという。

内閣官房や、制度の運用を監視する「特定個人情報保護委員会」はホームページ（HP）に注意を呼び掛けるお知らせを掲載。番号の通知前に、行政機関から何らかの手続きを求めたり、個人情報を照会したりすることはないと説明している。

岸和田市はHPで（1）口座番号など個人情報を話したり、お金を振り込んだりしない（2）できるだけ1人で対応せず相手の名前や所属、用件を聞いてメモを控え、家族に相談する一ことを呼び掛けている。

小4の陰部切りつけ 障害児施設の元職員を逮捕「覚えなし」と容疑否認

産経新聞 2015年9月28日

京都市伏見区の障害児入所施設「桃山学園」で、今年4月、発達障害の小学4年の男児（10）の陰部に刃物で切りつけたとみられる傷が見つかった事件で、京都府警伏見署は28日、傷害と脅迫の疑いで、元職員の男（58）を逮捕した。同署によると、「覚えがありません」と容疑を否認している。

逮捕容疑は、4月20日、男児がおねしょをした際、ハサミを向けながら「陰部はいらぬ」などと脅し、陰部を約1センチにわたり傷つけたとしている。

4月22日に男児が父親に「（陰部を）切られた」と訴えて犯行が発覚。両親が今年7月、同署に刑事告訴していた。

桃山学園を運営する府社会福祉事業団は不適切な対応があったとして9月4日付で、男を停職6カ月の懲戒処分にしていった。

高校保健の副読本でまた訂正 子ども持つ喜びを強調 共同通信 2015年9月28日

文部科学省は28日、高校の保健教育用の副読本で子どもを持つ喜びを強調するような誤ったグラフを使ったとして、訂正を決めた。副読本は、8月にも女性の年齢と妊娠のしやすさの関係を示すグラフが誤っていたことが判明している。

研究者らでつくる団体はこのほかにも、結婚をして子どもを産む女性の生涯設計だけを

例として示し、多様な生き方に配慮していないなど、不適切な箇所を複数指摘。使用中止・回収を文科省と内閣府に求めている。

今回誤りが判明したのは、「子どもはどのような存在か」を聞いた厚生労働省の「少子化に関する意識調査」を紹介したページ。

「働きたい」思いくんで 富山で障害者就職面接会 43事業所参加



中日新聞 2015年9月29日
求職者(右)の質問に答える事業所の採用担当者ら＝富山市湊入船町のとやま自遊館で

仕事を探す障害者と働き手を求める事業所とのマッチングを図る「障害者合同就職面接会」が二十八日、富山市湊入船町のとやま自遊館であった。障害者の適性と能力に応じた雇用の機会を増やそうと、富山労働局や富山、滑川公共職業安定所が毎年開いており十七回目。(伊勢村優樹)

製造、サービス業を中心に、富山、滑川市の四十三の事業所がブースを設け、百四十一人が訪れた。仕事内容などを尋ねる障害者に対し、担当者は彼らの悩みや不安を解消するよう丁寧に回答。障害者は職歴や資格を語り、自己PRもした。

主催者によると、雇用情勢の改善が進んでいるが、障害者雇用は依然として厳しい。県内の障害者雇用率は昨年度1・85%で、全国平均の1・82%を上回ったものの、国の定める2%を下回っており、適格者の仲介など早急な改善が必要となっている。

会場にブースを設けていた中小小売業の担当者は「有効求人倍率は改善したが、中小企業は困難な雇用環境が続いている」という。同社では障害者の法定雇用率達成の見通しは立ったものの、離職があったり、求人への応募が少なかったりする事情から、「もっとこういう場を設けてもらえれば」と話していた。

障害者アート300点

読売新聞 2015年09月29日
派手な色づかいが目を引くマネキンの作品(県立近代美術館で)＝岡本遼太郎撮影

障害者のアート作品約300点を展示した企画展「すごいぞ、これは！」が、さいたま市浦和区の県立近代美術館で開かれている。独特の視点や感性、強いこだわりで描かれた作品が並び、同館では「作品を見てあっと驚いてほしい」と話している。11月3日まで。

展示では、同館や東京国立近代美術館などの専門家や学芸員が全国の障害者アーティストを調査し、12道府県から12人を厳選した。



山口) 障害者スポーツ大会、陸上100mで優勝誓う 伊藤稔



朝日新聞 2015年9月29日
木村健一郎市長(右)から激励を受けた石井靖浩さん＝周南市

10月に和歌山県で開催される第15回全国障害者スポーツ大会「紀の国わかやま大会」に出場する周南市の石井靖浩さん(24)が28日、市役所に木村健一郎市長を訪ね、陸上100メートル走での優勝を誓った。

石井さんは県立山口総合支援学校高等部1年の時に陸上競技を始め、2011年に山口県で開かれた全国大

会で100メートル11秒98の自己ベストで優勝。昨年の全国大会は2位だった。

現在は、下松市内の会社に勤めながら、陸上競技クラブに所属。週5回は練習をしているという。「昨年の悔しさをいかして、今度こそトップを目指す。自己ベストを上回りたい」と話していた。(伊藤稔)

スポーツで障害者ら交流 - 天理ではばたき祭

奈良新聞 2015年9月28日



「スプーンリレー」に挑戦する参加者=27日、天理市西長柄の市総合体育館

天理市内の障害者と家族がスポーツを通して交流する第35回市障害児家族の集い「はばたき祭」(天理市・同実行委員会主催)が27日、同市西長柄の市総合体育館で開かれ、約430人が参加した。

運動、レクリエーションを通じた体力向上や家族間のコミュニケーションの機会として毎年実施。互いを知る機会として、地域住民参加の競技もあった。

高齢化進む佐賀市の団地で出張カフェ 障害者も接客、社会参加につなげる

佐賀新聞 2015年09月28日



「きてみんしゃいカフェ」を訪れた人(右)に接客する事業所の利用者=佐賀市若楠の高木団地自治会館

高齢化が進む佐賀市の分譲団地で、住民が気軽に立ち寄り、コーヒーなどを味わいながら触れ合いのひとときを過ごす“出張カフェ”が始まった。名付けて「きてみんしゃいカフェ」。障害者の就労を支援するNPO法人の運営で、障害者も接客・販売スタッフの一員。家に閉じこもりがちな住民が外出するきっかけをつくり、障害者の社会参加にもつなげる。

カフェが始まったのは同市の高木団地。1972(昭和47)年に分譲が始まり、現在約260世帯。高齢化が進み、空き家も目立ち始めた。これまで住民同士が集まってレクリエーションなどを楽しむサロン活動の計画も持ち上がったが、人手の確保などがネックとなり実現できないでいた。

今回、カフェを企画したのは「NPO法人ライフサポートはる」(佐賀市開成)と「就労支援事業所みのり」(同市大和町)。拘束時間が長いサロン活動に比べ、カフェスタイルの方が、気軽に集まることができるという。

会場は団地内の自治会館。コーヒー、事業所で作ったクッキー、せんべい、シフォンケーキなど全品100円。集まった高齢者たちは思い思いの飲み物やお菓子を囲んで、憩いの時間を過ごした。

橋渡し役の市社協と一緒に計画を進めてきた自治会の後藤春一会長(79)は「老人会の会合でも、集まるのは3分の1がせいぜい。みんなが顔を合わせてざっくばらんに話せる“地域の縁側”になればと思った。盛り上がりは予想以上」と笑顔を見せる。

高木団地をモデルケースに、市社協はこうしたカフェスタイルの集いの場を各地に増やしたいという。ライフサポートはる事務局の藤瀬賢祐課長(35)は「高齢者だけでなく、子どもや子育て中の人たちなど、いろんな人たちが接点を持てる場として広げていけたら」と話す。



声→文字 ろう者の味方 読売新聞 2015年09月29日
「音声文字変換システム」を試す平井知事（16日、県庁で）

- ◇県庁や駅端末に新機能
- ◇筆談より迅速、翻訳も

聴覚障害者のコミュニケーションを支えようと、県は今年、県庁や主要なJR駅、バスターミナルなど計9か所に設置しているタブレット端末に「音声文字変換システム」を導入した。筆談よりスムーズに思いを伝えることができるため、障がい福祉課の担当者は「手話言語条例が掲げる『ろう者と健聴者の共生』につながる」と期待する。（末善悠太）

端末に接続したマイクに向かって話すと、発言内容が文字で表示される。発言から文字が表示されるまでの時間は数秒で、筆談よりもスムーズに意思疎通ができる。英語や中国語など12か国語の翻訳機能も付いており、外国人との対応にも利用できるという。

東京都北区議会で「筆談ホステス」として知られる斉藤里恵区議が、同様のシステムを使い始めたことを受け、県は5月から導入を検討していた。既存の端末にアプリを入れるため、費用は9台で35万円だったという。

県は2013年12月、同端末を利用した「遠隔手話通訳サービス」を自治体として全国に先駆けて開始。遠方にいる手話通訳者がテレビ電話機能を使って支援する仕組みだが、月に数回程度の利用にとどまっている。新システムは第三者を介さないため、より気兼ねなく使える。

16日に県庁で行われたデモンストレーションを体験した県立鳥取豊学校高等部2年新井ほのかさん（17）は「健聴者とは筆談で会話することが多い。このシステムを使うと、相手の言いたいことがすぐ分かる」と歓迎。平井知事は「利用状況を見て、さらに普及を進めたい」としている。

社会復帰支援充実へ 議員ら更生施設視察 愛媛新聞 2015年09月28日



入所者が使う食堂を視察する議員ら＝28日午後1時50分ごろ、松山市土居田町

立ち直り支援や出所者らが暮らす更生保護施設の現状を知り、犯罪が繰り返されない社会の実現を目指す政治活動につなげようと、愛媛県選出の自民党の国会議員や県内の市議会議員らが28日、松山市土居田町の県更生保護会を視察した。

施設は、仮出所者を中心に少年から高齢者まで受け入れ、職員の生活指導や就労支援を受けながら現在は17人が集団生活を送る。

視察は、党の政務調査会刑務所出所者等就労支援強化特命委員会が企画し、白石徹氏（衆院3区）や山本順三氏（参院選挙区）のほか四国中央、新居浜両市の市議らが参加。居室や食堂、談話室などを見学し、上野博施設長が、高齢者や障害者の入所者が多く、全職員も65歳を超え高齢化していると現状を説明した。

信頼関係の大切さ 西村 謙 社会福祉法人身体障害者自立協会理事、介護福祉士

大阪日日新聞 2015年9月28日

近年、老若男女問わず虐待についてニュースでも取り沙汰されていますね。

私たちの法人でも先日、「障害児者の人権を守る」という研修会を行いました。虐待とい

っても種類があり、(1)身体的虐待…対象者に身体的に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること(2)性的虐待…対象者にわいせつな行為をすること、またはさせること(3)ネグレクト…対象者の心身の発達を妨げるような減食や長時間の放置など(4)心理的虐待…対象者に暴言や拒絶対応により心理外傷を与える言動を行うこと(5)経済的虐待…対象者の所持する財産を不当に処分すること—に分けられます。

難しいようですがとても大切なことですね。

虐待発生メカニズムはいずれも小さな不適切な行為から始まっています。それは「これくらいなら許される」という行為。また、対象者が被害を認識できなかつたり、訴えられないこと、「これくらいは我慢」が無力感を生み、ますます何も言えない。この積み重ねが大きな虐待へとつながっていくのです。

では虐待をどのように防止していけばいいのでしょうか。

当施設では支援などの検証を繰り返し行うことでよりよい支援が提供できると説明しました。他にもよりよい防止策がたくさんあると思いますが、私は防止策以前の課題を取り上げたいのです。

それは、お互いがいいも悪いも言い合うことができ、それを受け入れることができる「信頼関係」を築くことです、それにより虐待は減り、社会全体がうまくいくと考えています。

私が社会福祉に携わるとき、代表から「障害者を叱るのに10年はかかる」「先生や親のようになってはいけない」と言われました。言い換えるなら、10年は叱ってはいけないし、障害者と対等な立場、またはそれ以下で接することを意味していました。障害者の方が介護者たちを自分の手足のように動かすためには、助ける側の立場が優位では使いづらいため、本人の意思に反した支援を受けなければならなくなるのです。

このように信頼関係がしっかりしていないと「ちょっとくらい」の積み重ねが大きな問題になることがよく分かります。

すべての人が自己中心だと味方は一人でしかありません。しかし、すべての人が他人中心だと自分以外のすべての人が味方になるのです。聖書の中に「おのおの自分のことばかりではなく、他人のことも考えなさい」と書いてある通り、自分中心の生活をするとうまくいかないことが多いかもしれませんが、他人中心の生活をすればうまくいくのかもしれない。(にしむら・けん、大阪市東淀川区)



障害ではなく特性 谷医師、発達障害解説本を出版 大阪日日新聞 2015年9月28日

発達障害の支援に長年関わってきた淀川キリスト教病院の小児科・産婦人科医師の谷均史さん(59)が、発達障害に関するガイドブック「みんなのなかで そしてみんなとともに～『ほかの子と違って見えるのはなんで?』に答えるガイド」を自費出版する。漫画家のいわみせいじさんのイラストをふんだんに使い、“目に見えない障害”といわれる発達障害の症状や支援を視覚的に解説した。

「特別な人ではなく、全ての人に読んでほしい」と話す谷さん

発達障害とは、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)自閉症などの総称。知的な遅れがないケースも多く、対人関係や日常生活など社会性領域に困難をきたす障害だ。

■成長できる

谷さんは1986年から7年間、鹿児島県徳之島で医師として勤務した。まだ発達障害という概念がなかった時代。「何かおかしい」という親の声に耳を傾けては、診断だけではなく、学習環境への配慮を求めて学校や行政への働き掛けを行ってきた。その活動の中で本書が作られた。

集中力が続かず、落ち着きがない。物事を順を追って覚えら



れない。極端に苦手な教科がある。字を書くと左右逆になる。一見、繰り返し指導すれば改善できると思われていることができないのが、発達障害の本質であり、それが理解が深まらない壁にもなっている。

本書では、学習障害の人に過剰な宿題や叱責は「逆効果」と指摘。足が不自由な人が車いすを使い、目が悪い人が眼鏡を掛けるように、計算が困難な人には計算機、記憶が困難ならばICレコーダーの使用など「合理的配慮」として認められるべきだと記されている。また、学校では多動の生徒にプリント配りの役割を与えることなど、谷さんの経験に基づいた具体的な支援法を提示。「障害は治らないが、成長はできる。そのためには環境が必要」と訴える。

■伸ばす手助け

2005年に発達障害の支援などを明文化した発達支援法が施行されたが、現状は「発達障害児に接した小児科医は少ない」という。特に、地方では十分な支援体制が確立しておらず、谷さんは現在も毎月、奄美諸島で活動を続ける。

発達障害の認知が進み、乳幼児検診をきっかけに発達テストを受けて診断が下ることが多くなった。一方で、「障害」という言葉が親に重くのしかかるのも事実。だからこそ、「診断名にこだわらないでほしい。その子の特性としてとらえ、どこを伸ばし、手助けをしたらいいのかがわからないと、その子自身がしんどい思いをする」と呼び掛ける。

得意と苦手を知ることは、子育てでも一緒のこと。そして、子どもは社会の中で育っていく。必要なのは「医療ではなく、生きやすい環境づくり」という谷さん。「特別な人に特別なことをしてもらわない。当事者の周りに一人でもいい、理解者を増やしていかなあかん」

10月4日に大阪市中央区の隆祥館書店5階多目的ホールで、出版を記念して谷さんの講演会が行われる。参加費は1500円。事前申し込みが必要。問い合わせは電話06(6768)1023、隆祥館書店。

学生の皆さまへ (文部科学省からのお知らせ)

- ・マイナンバーは皆さまを含めて、日本国内に住所を有する全ての方に通知されます。
 - ・マイナンバーの通知カードは、10月2日現在の住民票の住所に送付されるため、学生寮等に現在居住しているものの、引き続き保護者等が居住する住所に住民登録をされている方は、通知カードが保護者等が居住する住所に送付されますので、御注意ください。
 - ・学生の皆さまもアルバイト等の採用に当たってマイナンバーの提示を求められることがあります。また、日本学生支援機構の奨学金の貸与についても、平成29年4月以降、マイナンバーの提示を求められることとなりますので、必ずマイナンバーの通知カードを受け取るようにしてください。(通知カードは11月下旬までにすべての方への発送が終了する予定です)
 - ・マイナンバーは原則として一生涯使うものになります。取扱いには注意いただき、安易に友達などに教えることがないようにしてください。
- ※アルバイト等をされている方は、これまでも適切に納税を行われているかと思いますが、引き続き、適切に納税手続きを行うようお願いいたします。また、学生の皆さまにおかれは、勤労学生控除もありますので、適宜御活用ください。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

